



霧ヶ峰及び白樺湖周辺における ドローンの飛行ルールができました

霧ヶ峰自然環境保全協議会ではこの度「霧ヶ峰等におけるドローンの飛行ガイドライン」を策定しました。

1 策定の目的

現在、ドローンは急速に普及しており、災害対策や人命救助、観光振興など様々な分野で活用される一方、霧ヶ峰においては数年前から騒音や危険飛行等の苦情が寄せられています。

こうした状況を踏まえ、霧ヶ峰の野生動植物の保護、また訪れた全ての人々に安全で静穏な自然を堪能していただくため、霧ヶ峰自然環境保全協議会において『霧ヶ峰等におけるドローンの飛行ガイドライン』を策定しました。

2 適用年月日

令和2年(2020年)4月1日

3 ガイドラインのポイント

●このガイドラインは八ヶ岳中信高原国定公園内の霧ヶ峰地域(ガイドライン記載の地権者所有地)及び白樺湖周辺(茅野市柏原財産区所有地内)を対象としています。

●これらの地域において、個人又はグループでドローンを飛ばしたいときは、地元観光協会等が主催するツアー等へご参加ください。

ツアー情報につきましては、協議会のHPにて掲載させていただきます。

URL:<https://www.pref.nagano.lg.jp/suwachi/suwachi-kankyo/kankyo/kyogikai/drone.html>

●ドローンの飛行ができるのは国、地方公共団体、教育機関、学術研究機関、地元観光協会及び諏訪地方観光連盟であって、調査研究、観光又は自然環境の広報を目的としている場合のみです。また、協議会への事前の届け出と事後の報告が必要です。

◎詳細は別添『霧ヶ峰等におけるドローンの飛行ガイドライン』をご覧ください。また、協議会への届出書と報告書の様式は別添のとおりです。

※霧ヶ峰自然環境保全協議会(通称「霧ヶ峰みらい協議会」)とは霧ヶ峰に関わる団体の代表者が一堂に会して、霧ヶ峰の保護と利用のあり方について総合的に協議・検討し、目指すべき霧ヶ峰の姿を描き、実現することを目指して設立された協議会で、地権者・自治会・観光団体・運輸団体・自然保護団体・学識経験者・行政等41団体から構成されています。



確かな暮らしが営まれる美しい信州
～学びと自治の力で拓く新時代～

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

霧ヶ峰自然環境保全協議会

〔事務局：長野県諏訪地域振興局環境課〕

(課長) 是永 剛 (担当) 田邊 皇子

電話 0266-57-2952 (直通)

F A X 0266-57-2968

E-mail suwachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp